

令和8年9月吉日

広報掲示板の掲載ルール 一部変更のお知らせ

日頃より、市の広報事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、広報掲示板の公平性および公益性を担保し、より市民の皆様に安心してご利用いただくため、**令和8年10月1日**より掲載ルール(国立市広報掲示板の使用に関する規程)を一部変更いたします。

ご利用の皆様におかれましては、内容をご確認のうえ掲示物作成の際にご対応いただきますようお願い申し上げます。

1. 主な変更内容（参加費等の金額基準の設定）

掲示物に記載される参加費・材料費等の金額に応じて、申請時の添付書類が変更となります。

- **徴収金額が「2,000 円以上」の場合**
 - 市又は市教育委員会の共催若しくは「**後援名義承認書の写し**」が必須となります。後援名義の手続きには審査まで時間がかかるため、掲示物を作成する前に、余裕をもって後援名義使用のご申請をお願いします。
- **徴収金額が「2,000 円未満」の場合**
 - 変更ありません。

（※1,000 円～1,999 円の場合は「収支内訳書」の添付が必要です）。

2. 経過措置について

ルールの変更に伴い、**令和8年10月1日～令和9年9月30日までの1年間**は、準備・周知期間（経過措置）といたします。

- 期間中は、参加費 2,000 円以上の催しであっても、従来通り収支内訳書または市・市教育委員会の共催若しくは後援名義承認書の写しのご提出による審査となります。
- 次回（2026 年 10 月以降）の掲示に向けて、必要に応じて担当課へ後援名義使用の申請手続きを行ってください。担当課が分からない場合、政策経営課までご相談ください。

（裏面につづく）

3. よくあるご質問

Q. なぜ2,000円以上は後援名義が必要になるのですか？

A. 広報掲示板は、「市の許可する掲示期限を示す印」を押してチラシ等を掲示する仕組みのため、市民の方から「市の公認イベント」と捉えられることがあります。そのため、一定金額以上の催しについては、あらかじめ担当課で一定の公益性の確認（後援名義の取得等）をお願いすることとなりました。

Q. 後援名義の使用は、どこで申請できますか？

A. イベント等の分野に応じて、その内容を所管している課（生涯学習課・まちの振興課など）へ直接お問い合わせ・ご申請ください。担当課が分からない場合、政策経営課までご相談ください。



▲後援名義の使用に関する
詳細はこちら。

【本件（国立市広報掲示板の使用に関する規程）に関するお問い合わせ】

国立市政策経営部市長室広報・広報係

電話：042-576-2111(代表) 内線 225・226